

11/1 月給

所得410万円超 介護保険料増

65歳以上厚労省が検討

厚生労働省は、65歳以上が支払っている介護保険料に關し、年間所得が410万円以上の人への保険料を増額する案の検討に入った。65歳以上の全加入者の4%に当たる約140万人が対象となる。增收分は、世帯全員が市町村民税非課税となっている低所得層約13

00万人（全体の35%）の保険料引き下げに充てる。2024年度の実施を目指す。関係者が明らかにした。高齢化の進行で65歳以上の人口は40年にはほぼピークを迎える。介護費用が膨らみ、保険料も増えていく。支払う。このうち65歳以上の保険料は市町村ごとに定められ、所得に応じて増え

得層の保険料の上昇を抑制する。3年に1度の制度改正を検討する社会保障審議会（厚労相の諮問機関）部会で近く議論する。

介護保険料は40歳以上が

準的な方式では、年間所得を9段階に分けて保険料を設定し、所得が最も高い9段目は年間320万円以上が対象となっている。

今回の案では10～13段目として「410万円以上」から「680万円以上」までの4段階を新設。この部分に該当する所得層の保険料が増える。

65歳以上の介護保険料の全国平均は月6014円で、現行の9段目「320万円以上」の保険料は月1万円程度。10～13段目の所得層では月1万～1万5千円程度となる可能性がある。